

JACDS ダイレクトニュース

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

薬剤の配送経費に関する国費支援について(追加情報)

4月23日都道府県薬剤師会あて厚生労働省通知「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」により電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導に伴う配送経費の国費支援の骨格が示されましたが、今般、これに関連する追加情報を入手しましたので、お知らせします(4月28日 JACDS ダイレクトニュース第15号の続編)。

■ 「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」の訂正(4月30日)——別添1(差し替え後)

訂正箇所

第4 その他の事務手続について

- (誤) 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)で定める事業計画書に添付すること。
- (正) 1 薬局における薬剤交付支援事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)で定める事業計画書を提出すること。

■ 薬局における薬剤交付支援事業に関する都道府県等あて厚生労働省通知(4月30日)——別添2

※内容は実施要綱どおりですが、支援対象が「処方箋発効日に関わらず、本日以降に行った薬剤の配送等に係る費用であること」と明記されています(実施要綱では予算成立日と記載)。

■ 自宅療養中の患者への薬剤の配送方法に係る留意事項(4月28日都道府県等あて通知)——別添3

■ 留意点——協会事務局から

- ・詳細は、今後、都道府県薬剤師会から示される予定です。
- ・今般の支援事業は、急遽決定されたこと、実施主体が都道府県薬剤師会であること、予算も十分かどうか不明なこと(都道府県薬剤師会の事務費経費を含め4.7億円)から、今後の実施状況次第では、煩雑な手続や支払いの遅延、支払額の定額化による事実上の持ち出し、最悪の場合には予算の枯渇による中止なども懸念されます。
- ・以上の事情に照らし、薬局においては、極力、患者から費用を徴収することが肝要と思われます(徴収できなかった経費を後日都道府県薬剤師会に請求)。
- ・なお、厚生労働省及び日本薬剤師会には「国費の支給であり、会員薬局かどうかによる差別的な取扱いは許されない」旨の申し入れをしています。問題があれば協会までご連絡ください。

文責 中澤

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569